

不妊治療費助成制度のご案内

斜里町では不妊治療の経済的負担軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。
※令和6年度より不妊治療費助成制度が一部変更になりました。

対象者

治療を受けなければ妊娠の見込みがない、または少ないと医師に診断され、
実際に不妊治療を受けた方で次のすべてに該当する方。

- 夫婦いずれかが町内に住所を有している方
- 婚姻をしている方（事実婚関係も含む）
- 他の市町村で不妊治療に要した助成を受けていない方

助成の種類・対象年齢・回数・助成内容

令和6年4月1日以降に治療を開始したものが対象となります。裏面もご覧ください。

助成の種類 ①不妊治療費の助成

②保険診療の不妊治療と併用して受けた「先進医療」治療費の助成

助成対象	一般不妊治療（タイミング法・人工授精等） 生殖補助医療（体外受精・顕微授精等） (治療に付随する各種検査等も含みます)	先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療（対象となる治療については裏面をご覧ください）
治療費の助成上限額	5万円を上限	自己負担額の7割（3. 5万円を上限）
交通費	なし	自宅から医療機関までの距離に応じ交通費の一部を助成。（1回の治療につき5回まで）
対象年齢 ・ 助成回数	対象年齢：制限なし 単年度あたり1回のみ	初めての治療開始時点の女性の年齢 <40歳未満> 通算6回まで（1子ごとに） <40歳以上43歳未満> 通算3回まで（1子ごとに）

※ただし、食事療養費、入院の際の差額室料（個室料）および文書料など治療に直接関係のない費用は除く。

◎高額療養費制度について◎

保険適用の不妊治療は、自己負担額が治療費の3割となります。ひと月あたりの自己負担額が高額となる場合、高額療養制度の対象となる場合があります。詳細はご加入の医療保険者にお問い合わせください。

問合せ先

斜里町総合保健福祉センター ほると21
健康子育て課 子育て支援係 ☎0152-26-7115

裏面もご覧ください

対象となる不妊治療

①不妊治療費の助成

以下の不妊治療とそれに付随する検査等が対象です。

一般不妊治療

タイミング法

人工授精

生殖補助医療

採卵
採精

体外受精
顕微授精

受精卵・
胚培養

胚凍結保存

胚移植

②保険診療の不妊治療と併用して受けた「先進医療」治療費の助成

※先進医療を単独で実施した場合は対象となりません。

※先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出または承認されている医療機関で行われたものが対象となります。

※厚生労働省が先進医療技術として公表されているものであり、増減することがあります。

先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療

1.子宮内膜刺激術 (SEET 法)	6.子宮内膜受容能検査1 (ERA)	11.膜構造を用いた生理学的精子選択術 (Zymot)
2.タイヒラプラス撮像法による受精卵・胚培養	7.子宮内細菌叢検査1 (EMMA/ALICE)	12.タクロリムス投与療法
3.二段階胚移植術	8.子宮内細菌叢検査2 (子宮内フローラ)	13.着床前胚異数性検査
4.子宮内膜擦過術 (子宮内膜スクラッチ)	9.子宮内膜受容能検査2 (子宮内膜受容期検査) (ERpeak)	
5.ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICSI)	10.強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術 (IMSI)	

申請方法

以下の書類をそろえて、治療終了から3か月以内に（原則年度内）に申請してください。

- 斜里町（先進）不妊治療費助成金交付申請書
- 不妊治療にかかった費用の領収書
- 不妊治療受診等証明書
(健康子育て課で課で配布、ホームページよりダウンロード可能です)
- 高額療養費又は給付金がある場合はその内容を確認できる書類
- 通帳など口座のわかるもの
- 印鑑
- 住民票(夫婦の一方が町外在住の場合のみ)
- 戸籍謄本、事実婚に関する申立書(事実婚関係にある方のみ)
- その他確認に必要となる書類

問合せ先

斜里町総合保健福祉センター ぽると21

健康子育て課 子育て支援係 ☎0152-26-7115